早見表(許可申請書と添付書類)

提出時期				随時			随時	直時 6ヶ月前まで			
		□···- ◇····更		新規	②許可換え新規	③ 《	更 新	⑥般特新規+業種追加	⑦般特新規+更新	⑧業種追加+更新	⑨般特新規+業追+更
ŧ	是出	書類			OFFICE RES						新
	様式	第1号	建設業許可申請書	0	0	0	0	0		0	
	別	紙一	役員等一覧表〈注1〉	0	0	0	0	0	75/1	0	
	別	紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	0	0	0		0		0	
	別	紙二(2)	営業所一覧表(更新)			1-11	0	A 2		0	
	別	紙三	収入印紙、又は登録免許税領収証書はり付け欄	0	0	0	0	0		0	
	別	別紙四 専任技術者一覧表		0	0	0	0	0	19	0	
	第2·	号	工事経歴書	0	0	0	Δ	0		♦	J'.
	第3		直前3年工事施工金額	0	0	0	Δ	0		0	1 10
	第4		使用人数	0	· O	0	Δ	0		0	
	第6		誓約書	ŏ	Ö	Ö	0	O	•	0	
	7,0		登記されていないことの証明書 _{役員等(注2)及び令3条}	Ö	O	Ö	Ö	0		Ö	10 ×
1	-		身分証明書 使用人全員のものが必要	Ö	0	Ö	0	ŏ	andre of the	Ö	10
	第7号		経管証明書	Ö	ŏ	Ö	Ö	ŏ		ŏ	
		第7号		0	0	Ö	0	0		0	
						0	0	0		0	
	男と	75	専技証明書(新規·変更)	0	0	Control of the Contro		December 1		The second secon	
		. =	合格証·実務経験証明書·監理技術者資格者証等	0	0	0	_	0		♦	- 1
	第1		令3一覧表	0	0	0	A O	0		0	
į		1号の2	国監者一覧表	0	0						
	第1		役員等の住所、生年月日の調書〈注3〉	0	0	0	0	0	100	0	
	第1	3号	令3使用人の住所、生年月日の調書〈注4〉	0	0	0	0	0		0	
	Day.		定款	0	0	Δ	*	Δ		*	Section 16
	第1	4号	株主(出資者)調書	0	0	Δ	*	Δ	2.1	*	
	第1	5 ~	貸借対照表	0	0		Δ	Δ		Δ	
	17	7号の3	損益計算書 完成工事原価報告書	0	0	Δ	Δ	Δ		Δ	200 pg 1200
	*/ IE	· · · · · · ·	株主資本等変動計算書	0	0	Δ	Δ.	Δ	4.1.2	Δ	1 27
		人事業者 合は第1	注記表	0	0	Δ	Δ	Δ	Alon Levil	Δ	7.7° -
	8-1		附属明細表〈注5〉	0	0	Δ	Δ	Δ		Δ.	
			商業登記簿謄本	Ö	0	Δ	*	Δ	100	*	3 1 3
	第2	0号	営業の沿革	O	O	Δ.	0	Δ		0	
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	0号の2	所属建設業者団体	Õ	Ö	Δ	*	Δ		*	1
		100	納税証明書(法人税その1)	Ö	Ö	Δ	Δ	Δ		Δ	
	筆っ	0号の3	健康保険等の加入状況	0	0	0	0	0		0	
		0号の4		Ö	O	Δ	*	Δ	1	*	
	5.62	常勤性		0	0	0	0	0		Ô	
				0	0	*		*		*	
		経験		-						To Complete Services	
		常勤性	17 77 17 TA 11 15 TE 17 11 11 17 17 17 TA	0	0	0	0	0		0	40 1
			実務経験、指導監督的実務経験の場合のみ)	0	0	0		0		♦	
	令 常勤性			0	0	0	0	0		0	
		権限		0	0	7 1 2 2 2					
			€ ·厚生年金	0	0	0	0	0	7.	0	
		雇用保险		0	0	0	0	0		0	
	営業	存在		0	0	0	0	0		0	510
	業所	所有		0	0	0		0		0	

- *…前回の許可申請時において既に経管として置かれており、その経験年数が7年以上である場合には前回の証明書の写しをもって代えることができる
 〈注1〉個人事業者であっても、経管者については記載する。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の
 〈注2〉顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、提出不要。
 〈注3〉経管者は作成しない。顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、賞罰の記載及び署名押印は不要。
 〈注4〉役員等が令3条使用人を兼ねている場合は省略可。
 〈注5〉附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
 ① 資本金の額が1億円超であるもの
 ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

 〈注6〉提出資料のうち、黄色の様式についてはH28、6、1から、水色の様式についてはH28、11、1から、新様式に変更
- ② 最終学業年度に帰る資間内無数の資間の部に計上の上級の目前級が200%に100年にあるのの (注6) 提出資料の詩、黄色の様式についてはH28. 6. 1から、水色の様式についてはH28. 11. 1から、新様式に変更。 ◎ 確認資料の詳しい内容は、「建設業許可申請等の確認資料について」を参照してください。

《建設業許可申請等の確認資料について》

国土交通省 九州地方整備局 (平成28年6月版)

確認資料の提出について

建設業許可の申請及び変更の届出をする際には、申請(届出)内容に応じて、確認資料を提出する必要があります。

提出部数は1部で、県の受付窓口(土木事務所等)に、申請書、変更届と一緒に提出してください。ただし、九州地方整備局から追加資料を求められた場合には、直接、九州地方整備局に提出願います。

なお、提出された書類の返却はいたしません。

《注意》

「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」は確認書類ではなく、法定書類です。申請書等と併せてご提出ください。

申請(届出)内容と確認事項

確認資料は、下記の申請(届出)内容に応じた確認事項について必要となります。 具体的な資料については次ページ以降を参照してください。

	確認事項申請(届出)內容		美務の 責任者		任 お者	令第3条 する使		健康保 加入		営	業 所
申請(届)			経 験	常勤性	経 験	常勤性	権限	健康保険 厚生年金	雇用保険	存在	所有
	新規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
許	許可換え新規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
可申	般·特新規	0	*	Δ	Δ	A		0	0	Δ	A
請	業種追加	0	*	Δ	Δ	A		0	0	Δ	A
	更新	0		0		0		0	0	0	0
	営業所の新設			0	0	0	0			0	0
	営業所の 所在地変更						9			0	0
変	経管者の 変更・追加	0	0								
変更届	専任技術者の追加 、担当業種の変更			0	0						
V	専任技術者の所属する営業所の変更			0						5 k	
63497	令3使用人 の変更					0	0	1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			

- 〇… 提出必要
- △… 当該申請により、業種を追加する営業所及び追加される業種を担当する技術者に係るもの
- *… 前回の許可申請時(申請の区分は問わない)において、既に経管者として置かれていたものであって、その 経験年数が7年以上である場合には、前回の許可申請時に提出した経営業務の管理責任者証明書(様式 第7号)の写しをもってかえることができる。
- ◆… 営業所の移転に伴って専任技術者、令3条使用人に変更があった場合などに必要

経営業務の管理責任者の確認資料

常勤性を証明する資料

下記①、②の両方をご提出ください。

① 住民票の写し(原本)

現住所が住民票と異なる場合は、以下の順でいずれか一つ

- ア 住居の賃貸契約書の写し
 - (契約書記載の賃貸借期間が満了していて、自動継続等の条項がある場合には、 直近3ヶ月分の賃借料の支払いを確認できる資料(領収書等))
- イ 公共料金(電気・ガス・水道)の領収書の写し ※本人の氏名及び住所が記載されていない場合は不可

②以下のうちいずれか一つ

- ア 健康保険被保険者証(両面)の写し
 - ※事業所名称が記載されていない場合は不可
 - ※出向者である場合には、出向元と締結している「出向協定書」をあわせて 提出してください。(出向者氏名の記載がない場合には、出向辞令も必要)
- イ 住民税特別徴収税額通知書の写し(直近のもの)
- ウ 健康保険組合が発行する「健康保険被保険者資格加入証明書」
- エ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近のもの)
- オ 確定申告書(法人においては、表紙と役員報酬明細の写し(受付印押印のもの))

経験を証明する資料

③経験時の役職に応じて、以下の表のうち、a) 及び b) の資料

経験時の役職	a) 経験期間、地位の確認資料	b) 経験業種の確認資料 ※
法人役員	商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書 閉鎖登記簿謄本	経験期間中の許可通知書の 写し
令第3条に規定 する使用人	就退任時の変更届出書の写し ・変更届出書 ・令第3条に規定する使用人の一覧表 ・令第3条に規定する使用人の略歴書	申請書様式の別紙2(1)の写し
個人事業主	所得税確定申告書(控)の写し	経験期間中の許可通知書の 写し

- ※ 許可を有していない期間については、1年に1件以上の契約書等の写し
- ◎経営業務に準ずる地位にある方(建設業法第7条第1号□該当)については、個別に判断しますので、事前にご相談下さい。

専任技術者の確認資料

常勤性を証明する資料

下記①、②の両方をご提出ください。

① 住民票の写し(原本)

現住所が住民票と異なる場合は、以下の順でいずれか一つ

- ア 住居の賃貸契約書の写し
 - (契約書記載の賃貸借期間が満了していて、自動継続等の条項がある場合には、 直近3ヶ月分の賃借料の支払いを確認できる資料(領収書等))
- イ 公共料金(電気・ガス・水道)の領収書の写し ※本人の氏名及び住所が記載されていない場合は不可

②以下のうちいずれか一つ

- ア 健康保険被保険者証(両面)の写し
 - ※事業所名称が記載されていない場合は不可
 - ※出向社員である場合には、出向元と締結している「出向協定書」をあわせて 提出してください。(出向者氏名の記載がない場合には、出向辞令も必要)
- イ 住民税特別徴収税額通知書の写し(直近のもの)
- ウ 健康保険組合が発行する「健康保険被保険者資格加入証明書」
- エ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近のもの)

実務経験を証明する資料 (技術者の要件が実務経験の場合)

下記③、4の両方をご提出ください。

③ 実務経験の内容を証明するもの

- ア 証明者が建設業許可を有している期間については、建設業許可通知書の写し
- イ 証明者が建設業許可を有していない期間については、1年に1件以上の契約書等の写し(請求書のみは不可)
- ④ 実務経験期間中の常勤を確認できるものとして以下のうちのいずれか一つ
 - ア 健康保険被保険者証の写し
 - ※ 事業所名と資格取得年月日が記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。
 - イ ねんきん特別便の写し又は 被保険者記録照会回答票、厚生年金加入期間証明書
 - ウ 住民税特別徴収税額通知書の写し(期間分)

指導監督的実務経験を証明する資料 (技術者の資格が指導監督的実務経験の場合)

- ⑤ 指導監督的実務経験証明書の内容欄に記載した工事全てについての契約書等
- ⑥ 指導監督的実務経験証明期間の常勤を確認できるもの(上記④参照)

令第3条に規定する使用人の確認資料

常勤性を証明する資料

下記①、②の両方をご提出ください。

① 住民票の写し(原本)

現住所が住民票と異なる場合は、以下の順でいずれか一つ

- ア 住居の賃貸契約書の写し
 - (契約書記載の賃貸借期間が満了していて、自動継続等の条項がある場合には 直近3ヶ月分の賃借料の支払いを確認できる資料(領収書等))
- イ 公共料金(電気・ガス・水道)の領収書の写し ※本人の氏名及び住所が記載されていない場合は不可

②以下のうちいずれか一つ

- ア 健康保険被保険者証(両面)の写し
 - ※事業所名称が記載されていない場合は不可
 - ※出向社員である場合には、出向元と締結している「出向協定書」をあわせて 提出ください。(出向者氏名の記載がない場合には、出向辞令も必要)
- イ 住民税特別徴収税額通知書の写し(直近のもの)
- ウ 健康保険組合が発行する「健康保険被保険者資格加入証明書」
- エ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近のもの)

権限を証明する資料

③ 委任状 又は 辞令の写し

(本人に代表権がない場合、請負契約の見積り、入札、契約締結に関する権限が 当人に対して与えられていることが確認できるもの)

健康保険等の加入状況の確認資料

健康保険及び厚生年金保険の加入を証明する資料

下記①、②のいずれか一つをご提出ください。

- ①健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書
- ②健康保険及び厚生年金保険の納入証明書(原本) ※いずれも、申請時の直前のものであること

雇用保険の加入を証明する資料

下記①、②のいずれか一つをご提出ください。

- ①労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書
- ②雇用保険料納入証明書等 (原本) ※いずれも、申請時の直前のものであること

営業所の確認資料

存在を証明する資料

下記①、②の両方をご提出ください。

- ① 営業所(本店及び支店等)の写真
 - (申請(届出)時の状況を撮影し、営業所名、撮影年月日を明記すること)
 - 外観全景 (看板等を確認できるもの)
 - (※オフィスビルに入居の場合には、入居者案内板等の写真も必要)
 - ・入口付近 (表札等を確認できるもの)
 - 内部全景 (電話、机等 什器備品等を確認できるもの)
 - ・建設業の許可票 (標識の記載内容が判読可能なもの) (建設業法第40条に規定する標識 ※新規許可申請及び許可換え新規申請の場合は不要) (営業所の新設の場合も必要です)
- ② 営業所(本店及び支店等)の所在地図

所有を証明する資料

本店及び支店等の所有の状況に応じて、下記③又は④をご提出ください。

- ③ 自社所有の場合
 - 公的機関の発行する書面で、所有の確認ができるもの (建物の登記簿謄本、固定資産税物件証明書、固定資産評価額証明書等)
- ④ 賃借の場合
 - ・ 当該建物の賃貸借契約書の写し (契約書記載の賃貸借期間が満了していて、自動継続等の条項がある場合には、 直近3ヶ月分の賃借料の支払いを確認できる資料(領収書等))

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 建政部 建設産業課 建設業係 TEL 092-471-6331 (内線 6145、6146)

九州地方整備局建政部HP http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/

確認資料に関するQ&A

◎ 常勤性について

- Q1:「住民票の写し」は地方公共団体が発行する原本を提出するのか?
- A1 原本をご提出下さい。
- Q2 営業所の専任技術者と経営業務の管理責任者(又は令3条に規定する使用人)を兼ねている場合、常勤性の確認資料(住民票等)は2部提出する必要があるのか?
- A2 1部のみの提出で結構です。
- Q3 現住所が住民票と異なる場合で、会社の寮に入っているため、提出を求められている資料が存在しない時には、どのような書類を提出すればいいか?(公共料金は会社で負担し、郵便物は寮宛てで届く場合)
- A3 以下の2種類の書類をご提出下さい。
 - ①会社が寮を所有していることが確認できる資料(営業所の所有の確認資料を参照)
 - ②寮費等の納入が確認できる資料

◎ 経管の経験について

- Q4 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を許可申請書類に添付している場合、その他に確認資料としても提出する必要があるか?
- A4 同じものを確認資料としても提出する必要はありませんが、商業登記簿謄本等で、必要となる経験期間を充足していなければ、閉鎖登記簿謄本等のその他の資料が必要になります。
- Q5 商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本は、写しの提出でも可能か?
- A5 原本を提出願います。

◎ 専技の経験について

- Q6 指導監督的実務経験証明書に記載した工事の契約書等が無い場合、代表者による証明や過去に提出した工事経歴書を提出することで代用可能か?
- A6 申請者の作成による書類で代用することは出来ません。契約書等が無い場合には、当該工事の工事名、発注者、請負金額、工期が確認できる客観的な資料をご提出下さい。

◎ 令3条使用人の権限について

- Q7 委任状は定められた様式等があるのか?
- A7 定められた様式はありません。以下の点をみたしている資料を提出願います。
 - ①委任者、受任者が記載され、記名押印があること
 - ②請負契約に関する権限等が委任されていること

◎ 営業所の存在について

- Q8 写真を貼付する用紙があるが、この用紙以外に写真を貼り付け(印刷し)て提出することは可能か?
- A8 可能です。ただし、営業所の名称、撮影日等を明記してください。
- Q9 マンションの一室を営業所としており、マンションには看板等が無い場合、外観の写真はどうすればいいか?
- A9 外観の写真とともに、マンションの案内板又は郵便ポスト等、そのマンションに入居していることが確認できる写真を撮影してご提出下さい
- Q10 営業所の地図は、インターネットによるものでも可能か?
- A10 可能です。

◎ 全般

- Q11 住民票の写しや写真などに、発行日、撮影日の制限はあるのか?
- A11 申請日前3ヶ月以内のものをご提出下さい。
- Q12 提出した書類は返却されるのか?
- A12 提出された書類の返却はいたしません。

国土交通省 九州地方整備局

建政部 建設産業課 宛

提出資料 商号又は名称 行政書士法人A.Iファースト福岡事務所作成者等 所属等 氏名 代表取締役 長江 博仁 TEL 092-406-5169 FAX 092-406-5179

建設業許可申請に係る確認資料の提出について

今般、国土交通大臣許可の申請を行ったので、下記の営業所、経営業務の管理責任者、令第3条に規定する使用人及び当該営業所に置いている専任技術者の確認資料を提出します。

I	午 可 番 号	国 土 交 通 大 臣 県 知 事 24255号 県 知 事
営	業所の名称	本店
営	業所の所在地	福岡県春日市宝町1-1-3
経営	氏 名	古場 勝志 生年月日 S37 年 2 月 13 日生
業務	当世界の変型次型	口 住民票 又は(賃貸契約書の写し)
の管	常勤性の確認資料	中 健康保険被保険者証の写し 又は()
理責	你除 ∧ T左冠 次 炒	D 登記簿謄本等 又は()
任者	経験の確認資料	□ 許可通知書の写し 又は()
	氏 名	川口 昌孝 生年月日 S 30年 6 月 30日生
	当ませった司谷宮	口 住民票 又は()
専	常勤性の確認資料	□ 健康保険被保険者証の写し 又は()
	経験の確認資料	□ 内容の証明 □ 期間の証明 □ 契約書等
任	氏 名	生年月日 年 月 日生
-		口 住民票 又は()
	常勤性の確認資料	□ 健康保険被保険者証の写し 又は()
技	経験の確認資料	□ 内容の証明 □ 期間の証明 □ 契約書等
* o =	氏 名	生年月日 年 月 日生
∠Ŀ-	世	口 住民票 又は()
術	常勤性の確認資料	口 健康保険被保険者証の写し 又は()
	経験の確認資料	□ 内容の証明 □ 期間の証明 □ 契約書等
者	氏 名	生年月日 年 月 日生
= cori	当サルのできる	口 住民票 又は()
	常勤性の確認資料	□ 健康保険被保険者証の写し 又は()
	経験の確認資料	□ 内容の証明 □ 期間の証明 □ 契約書等
/7±3	事保険等の加入 供欠	口 健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る領収証書 等
1)建/	東保険等の加入状況	□ 労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済み通知書 等
44	美所の存在・所有関係	□ 建物の登記簿謄本等 □ 写真 ※(注)3
名 3 	ミアル・フォナル・アルイト 送流	口 賃貸契約書の写し 口 所在地図

- (注) 1 この報告書は、主たる営業所について作成すること。
 - 2 記入する箇所以外は該当する事項をチェックすること。
 - 3 営業所の写真はA4の用紙に貼付し、営業所名・撮影場所・撮影日を明記すること。

国土交通省 九州地方整備局

建政部 建設産業課 宛

提出資料 商号又は名称、 作 成 者等 所属等

氏名

TEL FAX (従たる営業所のみの変更届の場合には、記入してください)

営	業所の名称		
営	業所の所在地	県	
令第	氏 名	生年月日 年 月 日	生
3 条	常勤性の確認資料	口 住民票 又は()
の使	市助圧の唯祕貝科	口 健康保険被保険者証の写し 又は()
用 人	権限の確認資料	口 委任状 又は 辞令の写し	
	氏 名	生年月日 年 月 日	生
	常勤性の確認資料	口 住民票 又は((
専	市動圧の確認具件	□ 健康保険被保険者証の写し 又は()
	経験の確認資料	□ 内容の証明 □ 期間の証明 □ 契約書等	
任	氏 名	生年月日 年 月 日	生
'-	常勤性の確認資料	口 住民票 又は()
		□ 健康保険被保険者証の写し 又は()
技	経験の確認資料	□ 内容の証明 □ 期間の証明 □ 契約書等	
ja i	氏 名	生年月日 年 月 日	生
術	常勤性の確認資料	口 住民票 又は()
1/17		ロ 健康保険被保険者証の写し 又は()
	経験の確認資料	□ 内容の証明 □ 期間の証明 □ 契約書等	
者	氏 名	生年月日 年 月 日	生
	世界をひなる	口 住民票 又は()
	常勤性の確認資料	□ 健康保険被保険者証の写し 又は()
	経験の確認資料	□ 内容の証明 □ 期間の証明 □ 契約書等	
/ /李		□ 健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る領収証書 等	
ΙΧΞ.	※(注)4	□ 労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済み通知書 等	
삼실	業所の存在・所有関係	□ 建物の登記簿謄本等 □ 写真 ※(注)3	
西ラ	大川 ツガユ・川 円 国际	ロ 賃貸契約書の写し ロ 所在地図	· .

- (注) 1 この報告書は、従たる営業所について作成すること。
 - 2 記入する箇所以外は該当する事項をチェックすること。
 - 3 営業所の写真はA4の用紙に貼付し、営業所名・撮影場所・撮影日を明記すること。
 - 4 本店一括での加入の際には、添付不要

営業所の名称:

外観全景	平成	年	月	日	撮影	A ==
建物の全景を撮影してく その際、看板等を確認できるよう (看板等が入らない、小さくなる 看板等を別に撮影してく	うにして ような場	下さい				
						Was in

入口付近	平成 年 月 日 撮影
表札等(営業所名等)を研	権認できるように撮影して下さい。

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。

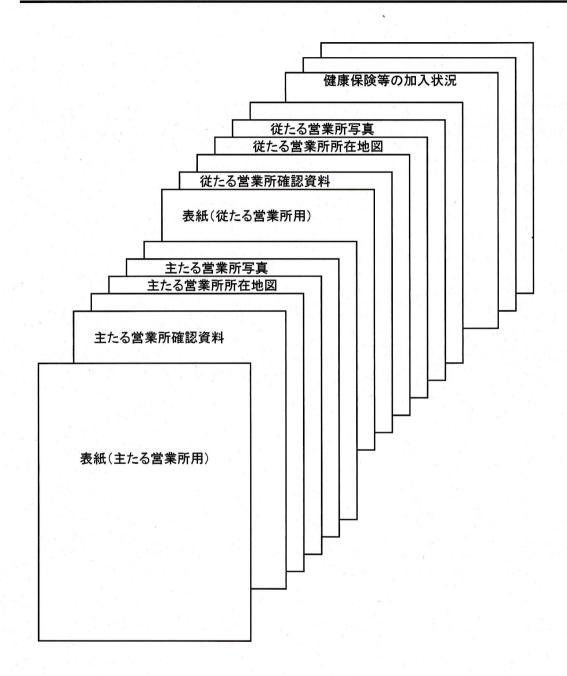
この用紙以外に写真を貼付する場合等(デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合)は、 用紙(A4)に、営業所名、撮影場所、撮影日等を明記して下さい。 営業所の名称:

内部全景			平成	年 月 [1 撮影
電	話、机等什器例	#品を確認でき	るように撮影	して下さい。	

建設業の許可票	<u>平成 年 月 日撮影</u>
建設業法第40条に規定 記載内容が判読できるように (新規許可申請の場合には必 営業所の新設の場合に	ニ撮影してください。 必要有りませんが、

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。

この用紙以外に写真を貼付する場合等(デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合)は、 用紙(A4)に、営業所名、撮影場所、撮影日等を明記して下さい。



※サイズはA4で統一し、散逸しないようまとめること。

確認資料は、許可申請の際に提出する場合は、申請書類とは別綴じにすること(又は、申請書類の最後にまとめて添付すること)。